

愛知県森林公園の公園施設 トライアル・サウンディング実施要項

1 トライアル・サウンディング実施の背景

愛知県農林基盤局林務部林務課では、都市近郊にありながら豊かな自然を有する「愛知県森林公園の公園施設（ゴルフ施設を除く施設）」（以下「森林公園」という。）の特色を活かし、公園の利用促進を図るための将来構想を検討しています。

自然環境を保全しつつ、多くの県民の方々に利用される公園づくりを目指し、民間事業者等の視点、優れたアイデアやノウハウにより、森林公園の新たな事業提案を得ることを目的として、トライアル・サウンディングを実施します。

2 目的

トライアル・サウンディングは、公共施設等の空間を暫定的に利用する民間事業者等を募集し、一定期間、実際に施設を利用してもらうことにより、森林公園の持つポテンシャルや魅力を最大限に引き出すとともに、効果的な利活用の方法を探るものです。

トライアル・サウンディング終了後には、利用した民間事業者等（以下「実施事業者」という。）との対話により、森林公園の利活用の可能性や、現状の課題についてのフィードバックを受けて、今後の森林公園の利活用方針の検討につなげていきます。

3 期待される効果

今回のトライアル・サウンディングの実施により、次のような効果が期待されます。

【実施事業者のメリット】

- ・ 試行的活用により、収益性や事業効果等の市場ニーズを確認することができます。
- ・ 森林公園の使い勝手、立地課題、必要設備及び投資額が想定できます。
- ・ 行政財産の土地・建物使用料（行政財産の特別使用に係る使用料）が掛かりません。
- ・ 占用利用となるため、参加費や入場料などの個別の料金設定が可能になります。

※事業提案の内容によっては、森林公園の施設管理に係る経費が必要な場合がありますので、経費負担などの詳細は、森林公園指定管理者と協議していただきます。

【愛知県のメリット】

- ・ 実施事業者との対話により、需要を把握し、幅広い検討・課題発見ができます。
- ・ 今後の活用方針検討に向けた事業性、収益可能性等を具体的に確認できます。

4 対象施設

愛知県森林公園の公園施設

※運動公園（ゴルフ施設を除く運動施設）、一般公園、植物園



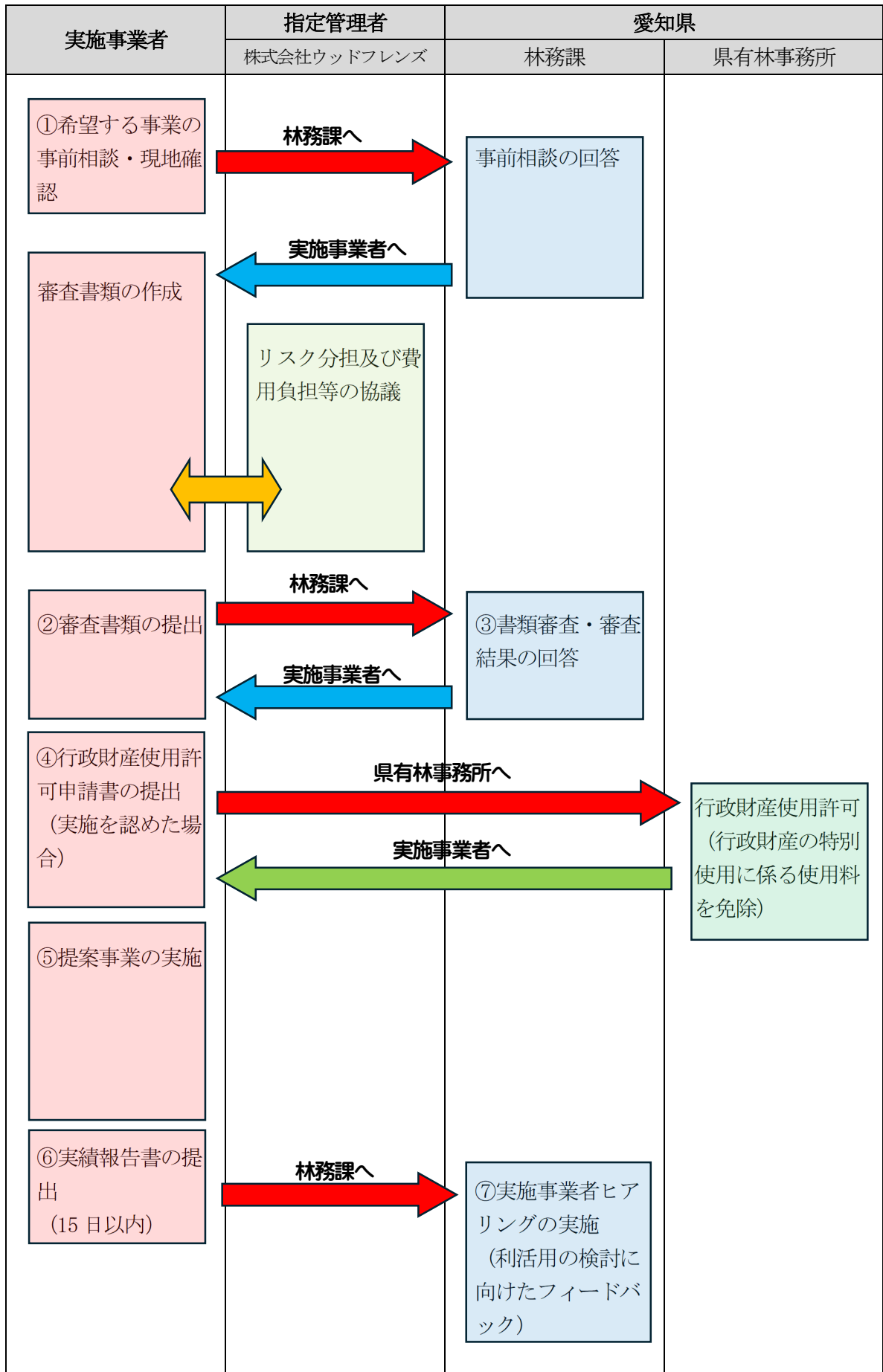
(1) 森林公園平面図



(2) 主な情報

所在地	尾張旭市大字新居 5182 番 1
開設年度	昭和 9 年度
面積	約 187 ヘクタール ※指定管理者の執務室やバックヤード等の立ち入り制限区域、愛知県森林公園ゴルフ場の区域は除きます。
都市計画法等による制限	市街化調整区域 なお、保安林や鳥獣保護区特別保護地区に指定されているため、場所の利用に制限がある場合があります。
駐車場	無料 (第 1 : 609 台、第 2 : 300 台、運動施設 : 374 台)
現在の管理運営状況	指定管理者制度を導入しています。 (指定管理者 : 株式会社ウッドフレンズ)
営業時間	【植物園】 9:00~17:00 (入園受付 16:00 まで) 【運動広場】 9:00~17:00 (要予約) 【その他施設】 9:00~17:00 ※時期や天候により変更有り。
利用料金	別途利用料金が定められている施設では、所定の料金が必要です。 (例 : 植物園入園料大人一人 220 円)
定休日	【一般公園】 年中無休 (駐車場のみ年末年始封鎖) 【その他施設】 月曜日 (祝日の場合は翌平日)、年末年始 (12 月 29 日~1 月 1 日) ※臨時休園等の場合がありますので、森林公園の公式サイトをご確認ください。

5 実施の流れ



6 想定スケジュール

※現時点での想定ですので、今後の検討状況に応じて、変更となる可能性があります。

内容	日程
①事前相談・現地確認 ※現地確認を希望される場合は、農林基盤局林務部林務課県有林グループにご連絡ください。	令和8年6月15日（月）から 令和8年12月25日（金）まで
②審査書類の提出 ※農林基盤局林務部林務課県有林グループに提出してください。	令和8年6月22日（月）から 令和8年12月25日（金）まで
③審査 ※実施事業の内容を審査し、本トライアル・サウンディングの趣旨に合致する場合に、実施事業として認めます。	適宜
④行政財産使用許可申請書の提出	適宜
⑤提案事業の実施 ※右記の期間中、提案事業を1日から6か月未満の期間で実施してください。	令和8年7月1日（水）から 令和9年1月31日（日）まで
⑥実績報告書の提出	事業実施後、15日以内
⑦実施事業者ヒアリングの実施	随時

7 実施事業者の要件等

(1) 要件

ア 実施事業者

トライアル・サウンディングの実施事業者は、提案事業を実行する意思と能力を有する民間企業、特定非営利活動法人等の法人、個人事業主又は任意団体とします。

イ 役割分担

単独又はグループ（複数の企業・団体等の共同体）のいずれにおいても提案可能です。

なお、グループで提案する場合には、申込時に全ての構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にしてください。

(2) 実施事業者の除外要件

実施事業者は、次の条件を満たすこととします。いずれかに該当する場合、トライアル・サウンディングにおける事業提案ができません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 審査書類の提出の日において、愛知県から入札参加資格停止等の措置を受けていない者であること。

ウ 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づき再生手続

- 開始の申立てがなされていない者であること。
- オ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- カ 宗教活動や政治活動を目的とした者でないこと。

8 実施申込等の手続き

(1) 事前相談等

ア 事前相談

審査書類の提出にあたっては、必ず実施事業の相談や申込書類の作成等に関する事前相談を行ってください。事前相談は、愛知県農林基盤局林務部林務課県有林グループに電子メール又は電話でご連絡ください。

イ 現地確認

現地確認を希望する場合は、愛知県農林基盤局林務部林務課県有林グループに電子メール又は電話でご連絡ください。

(2) 審査書類提出

実施事業者は、次の書類を愛知県農林基盤局林務部林務課県有林グループに郵送又は持参により、原則、事業実施予定日の1週間前までに提出してください。

ア トライアル・サウンディング実施申込書（様式1）

イ トライアル・サウンディング実施計画書（様式2）

ウ トライアル・サウンディング実施同意書（様式3）

※森林公園指定管理者とリスク分担や経費負担等を協議の上、同意を得てください。

(3) 審査結果連絡

審査の結果を電子メールで通知します。

事業実施場所と実施期間が重複する場合は、申込順とします。

(4) 行政財産使用許可申請の提出・許可

実施事業者は、「(3) 審査結果連絡」で実施事業として認められた場合、愛知県県有林事務所と調整のうえ、行政財産使用許可の手続きを行ってください。

(5) 実績報告・個別ヒアリング

実施事業者は、事業終了後、トライアル・サウンディング実績報告書（様式4）を愛知県農林基盤局林務部林務課県有林グループに電子メール、郵送又は持参により、原則、事業終了日から15日以内に提出してください。書類の確認後、必要に応じて実施事業者ヒアリングを行います。

9 実施事業の条件等

(1) 前提条件

今回のトライアル・サウンディングは、自然環境を保全しつつ、多くの県民の方々に利用される公園づくりを目指し、民間事業者等の視点、優れたアイデアやノウハウにより、森林公園の新たな事業提案を得ることを目的として実施するものです。

このため、過去に実施事業者が森林公園で実施した実績のある事業については、今回の趣旨に沿わないため、実施対象外とします。

※実施事業者において、森林公園で初めて実施する事業としてください。

(2) 実施事業の内容

ア 実施事業の内容は次の全てに該当するものとします。

- (ア) 愛知県レクリエーション施設条例（昭和 39 年愛知県条例第 16 号）において、森林公園は「県民の健康の増進及びレクリエーションのための施設」として設置されたことから、実施事業が当該目的の達成に寄与すると認められる内容であること
- (イ) 実施事業により、森林公園利用者の利便性やサービスが向上する内容であること
- (ウ) 県の財政負担を求める内容でないこと
- (エ) 森林公園の原状回復が可能な内容であること
- (オ) 森林公園内での実施であり、公道及び近隣住宅等に範囲が及ばないこと

イ 次に該当する場合は実施対象外とします。

- (ア) 県の事務及び事業の遂行に支障が生じるおそれがあること
- (イ) 森林公園の行政財産の管理上支障が生じるおそれがあること
- (ウ) 行政財産の公共性、公益性に反する次の事項
 - a 公序良俗に反し、社会通念上不相当であること
 - b 特定の個人、団体の活動を行政の中立性を阻害して支援することとなること
 - c 上記のほか、使用により公共性、公益性を損なうおそれがあること
- (エ) 政治的又は宗教的活動
- (オ) 騒音や異臭等、周辺環境を著しく損なう可能性が予見される活動
- (カ) トライアル・サウンディングの目的から逸脱している活動

(3) 実施期間

令和 8 年 7 月 1 日（水）から令和 9 年 1 月 31 日（日）まで

※提案事業は、1 日から 6 か月未満の期間で実施してください。

(4) 費用負担

- ア 行政財産の土地・建物使用料（行政財産の特別使用に係る使用料）は、免除とします。
なお、別途利用料金が定められている施設で事業を実施する場合は、所定の料金を負担していただきます。（例：植物園入園料大人一人 220 円）
また、事業の内容によっては、森林公園の施設管理に係る経費が必要な場合がありますので、経費負担などの詳細は、森林公園指定管理者と協議していただきます。
- イ 光熱水費は、実費相当分を負担するものとします。経費負担などの詳細は、審査書類提出前に、森林公園指定管理者と協議していただきます。
- ウ その他、利用に関する費用は全て実施事業者の負担とします。

(5) 駐車場

使用できる駐車場は 4（2）駐車場のとおりです。

なお、駐車場を占有する場合は、事前に協議が必要となります。

(6) 提出書類の取扱い・特許権等

- ア 著作権の取扱い
提出書類の著作権は、実施事業者に帰属しますが、提出書類は返却しません。
- イ 無断使用の禁止
実施事業者の提出書類については、書類審査以外の目的では使用しません。
- ウ 特許権等による責任負担
申込内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護

される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、事業提案を行った実施事業者が負うものとします。

(7) 事業実施・安全管理等

ア 廃棄物の処分

事業実施に伴い発生した廃棄物は、全て実施事業者が処分するものとします。

イ 安全の確保

実施事業における安全管理は、全て実施事業者の責任で行うものとし、事故の無いよう万全の体制で実施するものとします。

地震、風雨災害等が発生した場合または発生が予見される場合は、森林公園指定管理者とともに、森林公園利用者の安全の確保に努めてください。

ウ 関係法令の許可等

実施事業の内容に応じて、関係法令上の許可等が必要な場合は、森林公園を所管する消防署等へ必要書類を提出し、許可等を受けて実施してください。

エ 火気・発電機の使用

火気・発電機を使用する場合は、必ず消火器等を用意し安全に努めてください。

火気等の使用を制限している区域がありますので、火気等を使用する場合は、事前に協議が必要となります。

オ 原状回復

事業実施後は、必ず事業実施場所を原状回復してください。

(8) 責任及びリスク分担

ア 法令遵守等

事業提案にあたっては、事前に実施事業者の責任において関係法令等を確認することとし、事業実施に伴い発生する法令不適合その他のリスクは実施事業者が負うものとします。

イ 対象事業からの除外等

以下に該当する場合、対象事業の承認を取り消すとともに、行政財産の特別使用に係る許可条件に定める義務を履行しないために損害を与えたときは、行政財産の特別使用に係る使用料条例（昭和39年愛知県条例第28号）に基づき、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を負担していただきます。

(ア) 事業提案した内容に反する等、トライアル・サウンディングの目的から逸脱する場合

(イ) 事業実施にあたっての安全対策が十分でない場合

(ウ) 県から警告等が発せられたにもかかわらず改善が見込まれない場合

10 連絡先・提出先

- ・愛知県農林基盤局林務部林務課県有林グループ

住 所：〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電 話：052-954-6446 電子メール：rinmu@pref.aichi.lg.jp

- ・愛知県県有林事務所【行政財産使用許可申請の提出先】

住 所：〒488-0081 尾張旭市大字新居5182-1

電 話：0561-53-2652 電子メール：kenyurin@pref.aichi.lg.jp

- ・愛知県森林公園（公園施設）指定管理者（株式会社ウッドフレンズ）【実施同意書の協議先】

住 所：〒488-8555 尾張旭市大字新居5182-1

電 話：0561-53-1552